

平成21年度 第1回倉吉市福祉有償運送運営協議会について（報告）

1. 日 時 平成21年10月6日（火）午前10時30分～午前11時10分

2. 場 所 倉吉市役所 第3会議室（東庁舎3階）

3. 出席者 【委員】

会長 穂久仙十郎（倉吉市自治公民館連合会）
小山寿彦（日ノ丸ハイヤー(株)倉吉営業所）
平尾聡康（社会福祉法人親誠会 ホームヘルプひまわり）
福谷則枝（社会福祉法人トマトの会）
筏津充代（倉吉市肢体不自由児・者父母の会）
但住和雄（国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局）
岡本保夫（倉吉市総合政策室長）
（欠席）山田 公（鳥取県ハイヤー・タクシー協会中部支部）
〃 衣笠和英（倉吉市身体障害者福祉協会）
〃 椿 小百合（知的障害者相談員）
〃 岩佐 誠（日ノ丸ハイヤー倉吉分会労働組合）
〃 山口衛一（倉吉市福祉保健部長）

【事務局】

進木智朗（福祉課長）
児島義則（福祉課福祉係長）
美船 誠（長寿社会課高齢者福祉係長）
向井一博（総合政策室企画員）
大本 誠（総合政策室主任）

4. 目 的 「社会福祉法人 地域でくらす会 蔵まち」が、倉吉市区域において福祉有償運送事業の更新登録の申請を行なうため、本福祉有償運送運営協議会に合意を求めたものであり、内容の審査等の協議を行ったもの。

5. 資 料 事前配布資料

6. 結 果 委員による協議が整い、更新申請内容が承認（合意）された。

7. 協議内容 以下のとおり

1. 開会あいさつ

会長 あいさつ

2. 事務局説明

総合政策室事務局より説明（当日配布資料による）

①福祉有償運送運営協議会の委員の変更及び追加について

別紙委員名簿1番の「日ノ丸ハイヤー(株)倉吉営業所所長」及び10番の「国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局担当者」の変更があり、小山様、但住（たずみ）様に委員として出席いただいた。また、福祉有償運送事業者として新規に4番の「社会福祉法人 トマトの会」からは福谷委員、5番の「社会福祉法人 地域（まち）でくらす会 蔵まち」から、説明者として小川所長に出席いただいた。運営協議会委員としては本日出席依頼していないが深田委員にお願いすることとなる。

※倉吉市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条の規定による会議の開催要件、委員12名(蔵まちは除く)中、出席7名、欠席5名で過半数の出席を満たしている旨、報告。また、本運営協議会は原則公開であること報告。

3. 協議事項

- ①「社会福祉法人 地域でくらす会 蔵まち」からの福祉有償運送更新申請について、社会福祉法人 地域でくらす会 蔵まち 所長 小川朗子氏により概要説明。(送付資料による)

【地域でくらす会 蔵まち更新申請概要】

平成20年に福祉有償運送事業を申請し登録期限が平成21年10月24日となっている。今回の更新申請を行なうために本日の会を開催していただいた。更新の内容については平成20年11月から介護保険と障害児も輸送の対象となったことから利用者名簿に変更があったが、そのほかは前回の申請と比べて大きな変更はない。

【福祉課補足説明】

蔵まちさんの福祉有償運送については、平成20年2月29日に運営協議会で協議し合意をいただいた。その時点での利用者名簿は30名であった。前回の協議会で福祉有償運送輸送対象者について市の基準について説明させていただいた。事前配布資料のP21、22に旅客の名簿、本日配布資料のP3にそれぞれの障害・介護の基準別人数があり、輸送対象者36名については福祉有償運送の市の基準に一致しており、適当であると判断した。

【総合政策室補足説明】

資料P18「運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿」に記載しているが前回許可以降の国の制度改正により普通免許1種の場合は「移動送迎サービス運転者講習」の受講が必要となっております、予定運転者全員が講習を終了している。

(質疑内容)

(運輸支局)セダンを運行されるようであるが、「セダン等運転者講習」は受けられているか。
(蔵まち)セダンは運行しないため講習は受講していない。資料P2のセダン1台というのは記載誤りである。

(運輸支局)利用対価について、米子市の地域でくらす会では乗車介助についての料金をもらっており移送についての料金はもらっていないとのこと。蔵まちについても同じか。

(蔵まち)乗車介助の対価ではなく、移送の対価である。

(運輸支局)米子と違って問題はない。

(委員)利用者として300円はガソリン代、保険料として支払っている。

(運輸支局)「乗車及び降車1回あたり」という表現は、乗車介助のための料金として見られる可能性がある。「乗車1回あたり300円」としたほうがよい。

(委員)北栄町では事業者に対して市町村からの身障者乗降介助の補助金がない。しかし倉吉市では、乗降介助の補助金がある。市町村によって事業者に対する補助が異なっている。

(福祉課)障害者についての乗降介助については、倉吉市では990円を事業者に支出している。

(長寿社会課)介護保険については事業者が県に申請することで乗降介助に係る補助金がある。

(委員)利用者は料金設定が妥当かどうか判断できない。利用者の立場から目安的なものがほしい。同じサービスであるのにこちらは高い、安いがあることから料金自体が適正なのか判断できない。

また、更新申請の度に開催されるのではなく、更新時期を統一するなどの簡素化はできないか。運輸局としてはやはり困難か。

(運輸支局)福祉有償運送事業自体が登録制であることから困難である。

(委員)米子市の運営協議会は年1回の開催だと聞いているが。

(運輸支局)既に鳥取運輸支局に登録された事業を協議会の開催時期の都合だけで登録期間を再度調整することは困難である。

(委員)福祉有償運送事業の登録期間は。

(運輸支局)通常2年間、事故等がなければその後は3年間。

(事務局)倉吉市は2事業者が1年ずつずれて登録されている。蔵まちは米子の地域でくらす会の登録に併せているため、まるまる2年間の登録期間となっていない。今後の更新申請に係る本協議会の開催についてはトマトの会は平成22年11月、蔵まちは24年10月の開催予定となる。

(委員)ホームヘルプひまわりはどうか。

(委員)タクシー事業者であり、有償運送事業も行なっているが制度が違うものであり、本協議会の合意は必要ない。

(会長)その他、特に異論がないということでしたら、社会福祉法人 地域でくらす会 蔵まちから出されております福祉有償運送更新申請については合意してよろしいか。

(異議なしの声)

(会長) それでは、本件は本運営協議会において協議が整ったものといたします。

別紙の合意書(案)を配布。

(事務局) 合意書(案)のとおり、地域でくらす会 蔵まちに対し本運営協議会で協議が整った旨の回答をさせていただきます。

(会長) それでは、閉会します。